

SNS を活用した人口減少危機対策プロモーション業務仕様書

1 業務委託名称

SNS を活用した人口減少危機対策プロモーション業務委託

2 業務の目的

人口減少危機を突破するためには、人口減少がもたらす課題を、県民1人1人が自分事として捉え、人口減少危機対策へ取り組んでいくことが急務である。県では人口減少対策として、若い世代へのライフプランの早期形成支援やプレコンセプションケアの啓発など、様々な取り組みを実施しているが、ターゲットへの周知や施策の理解が十分ではない。

こうした状況を踏まえ、若い世代への人口減少問題への危機意識の醸成を図るとともに、対策の周知を図るため、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、本県の人口減少がもたらす影響や様々な取り組みについての情報をわかりやすく発信することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 ターゲット

県内在住の15～39歳の男女

5 委託業務概要

SNS等ウェブ広告を活用して本県の人口減少がもたらす課題や取り組み等について発信し、自分事として捉えてもらうとともに、発信後は広告効果を検証すること。

(1) 広告の実施

- ・本県の人口減少がもたらす課題や取り組み等について、記事内容にあった効果的な広告媒体を単独または複数組み合わせ、広告を実施すること。
- ・広告の実施に当たっては、県作成のライフプラン啓発動画の活用し、及び漫画の作成活用すること。

ア 使用する広告媒体

- ・X(旧Twitter)、YouTubeなどのSNS広告など効果的な広告媒体を、単独または複数を組み合わせて使用すること。

イ 広告の誘導先

- ・県公式ウェブサイト(人口減少危機対策特設サイト)、または県が指定するコンテ

ンツとする。

ウ SNS用漫画の企画・作成

- ・受託者は、若者に人口減少がもたらす課題に対して個人でできることを考え、行動してもらうための啓発漫画を企画、作成する。(4本以上)
- ・作成する漫画の配信形式は、スマートフォンで円滑に閲覧できる漫画とする。
- ・作成する漫画のテーマは次のとおりとし、作成する本数については、企画提案内容をもとに県と協議の上、決定する。

1) 人口減少問題の現状、対策の必要性、県の施策や取り組み、将来展望等の情報を発信するもの。

2) 若者が、人口減少に歯止めをかけるために個人でできることを考え、行動につなげるよう啓発するもの。

なお、具体的な内容については、委託事業開始後、県と協議の上決定する。

エ 広告期間

10月～3月(6ヶ月間)

オ 目標設定

広告の表示回数目標値は、広報効果が最大化するよう、分析及び個別のターゲット層や情勢等の分析を行った上で、より多くの者に到達するよう設定すること。

(2) 広告の効果測定

- ・広告の効果測定は、インプレッション数、リーチ数、クリック数(率)、シェア数、いいね数、再生数、コメント数等により測定し、検証結果をレポートにより報告すること。
- ・検証は、1ヶ月に1回以上行い、クリエイティブの改善に努めること。なお検証結果は、その都度県に報告すること。

(3) その他の事項

- ・提案には、本事業におけるKPI、KPIを設定する理由、及び効果検証の方法を記載すること。

6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、媒体の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行

できるよう人員、体制の確保を行うこと。

- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）等、全ての知的財産に関する権利は、全て県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、本件成果物に関して発生した著作者人格権 を行使しないものとする。
- ③ 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

(1) 広告出稿費の実費精算

契約締結時に県及び受託者で定めた広告出稿費は実費精算とし、広告出稿費の実績が契約時に定めた広告出稿費に満たない場合に、当該満たない金額を委託料の精算時に減額する。

- (2) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、SNS を活用した人口減少危機対策プロモーション業務委託に係る企画提案公募要項に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員の監査の対象となる場合がある。

監査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は県に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県と十分協議した上で実施するものとする。